



フードバンクかながわ 食品寄贈の流れ(手順)

合意書の締結

食品をご寄贈頂くにあたり、**食品の提供・譲渡に関する合意書**（食品提供事業者用）を締結させていただきます。

メール添付にてご送付させていただきますので内容をご確認（必要に応じて加筆修正）頂き、合意内容確定後、双方の代表者の記名・押印後1部ずつ保管します。

1. 食品寄贈前の連絡調整

ご寄贈頂くにあたり、受入の可否（必要量）や運搬方法確認等を事前に連絡調整させていただきます。

「**食品寄贈連絡調整票**」に必要事項をご記入（入力）の上、メールにてご送付ください。

2. 寄贈申込書(データ)のご送付

連絡調整にて、ご寄贈頂く品名・数量等の確定後、**寄贈申込書**（Excel ファイル）に JAN コード[※]、品名、規格、アレルギー情報等をご入力いただき、メールにてご送付願います。

※頂いた商品情報をフードバンクの入在庫管理システムにデータ取込を行い、トレーサビリティ確保に努めますので、ご協力の程、お願い申し上げます。

4. 食品の受け渡し

原則として、ご寄贈者様によりフードバンクかながわ倉庫（横浜市金沢区）まで、配送をお願いします。（1. 食品寄贈連絡調整票にて確認）

※3 t 以内（冷凍品は2 t）で近隣の場合は、フードバンクかながわの小型トラックにて、引取も可能です（要相談）。

3. ご寄贈食品の管理・分配

ご寄贈頂いた食品は、入在庫管理システムにて管理・保管し、行政や社会福祉協議会、支援団体に分配（出庫）します。支援団体等を通じて、食の支援が必要な方々にお渡しします。原則として、当法人から直接、個人にお渡しすることはしません。

冷凍食品につきましては、冷凍ストッカー等の冷凍設備を有している団体に限り、提供します。

※当法人では日付管理と併せて、ご寄贈頂いた食品が、どこの団体（行政）にどれだけ（量）分配したか等の管理をします。